

673

平成二十一年七月十三日提出  
質問第六七三号

脳脊髄液減少症に関する再質問主意書

提出者  
山井和則

## 脳脊髄液減少症に関する再質問主意書

平成一九年四月より三年計画で脳脊髄液減少症の診断・治療の確立に関する研究が行われている。しかし、研究を行う上で必要な症例数が少なく、標準的な診断法、治療法を確立するには十分ではない状況である。今年二月二〇日の衆議院予算委員会第五分科会において、厚労省の担当者は「三年目で二二症例であるということであれば、非常に十分でない。（中略）早急に必要な症例数を集め治療法、診断法を確立していただく要求をしたいと考えている」と答弁した。そこで以下質問する。

一 上記答弁から半年近く経過するが、現在の症例数は何例か。また症例数を集めるのにどのような努力をしているのかお答えいただきたい。

二 三年計画もあと半年となったが、いつ一〇〇例の症例を集め、中間発表を行うのか、今後半年の計画を明らかにされたい。

三 脳脊髄液減少症の診断・治療の確立に関する研究が遅れていることによって、患者の生活はますます困窮し、正常な労働のチャンスも奪われ、中には、この現状に耐え切れず、自らの命を絶った患者も存在する。このような現状について、国はどのように認識しているのか。

四 脳脊髄液減少症の診断・治療の確立に関する研究において、研究班のメンバーの中には損害保険協会と非常に関係の深い医師がいるのではないかとの質問に対し、前回答弁書では「適切に選任しているものと認識している」との答弁であった。しかし、患者団体で調査したところ、研究班メンバーである医師は交通事故による脳脊髄液減少症の裁判の際には、損保側の鑑定人になっている。診断・治療の確立にあたっては、公平な立場で進められるべきであり、このような医師は研究班のメンバーから外すべきであるがいかがか。適切な選任をしているのであれば、具体的な理由をお示しいただきたい。

右質問する。